

令和5年(2023年)7月18日



# 埼玉県報

第431号  
令和5年(2023年)  
7月18日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 電子入札共同システム調達等支援業務委託に関する落札者等の公示（入札審査課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 幸手都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 県道加須北川辺線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 埼玉県議会議員一般選挙（南第1区 草加市）における当選の効力に関する異議申出に対する決定（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

# 告 示

## 埼玉県告示第八百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年七月十八日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県電子入札共同システム調達等支援業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15

番1号

3 落札者を決定した日

令和5年5月31日

4 落札者の氏名及び住所

I T b o o k 株式会社 東京都江東区豊洲3丁目2番24号

5 落札金額

38,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年4月14日

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの  
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同  
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお  
いて縦覧に供する。

令和五年七月十八日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四号

幸手市から幸手都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの  
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同  
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお  
いて縦覧に供する。

令和五年七月十八日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第八百五号

日高市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの  
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同  
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお  
いて縦覧に供する。

令和五年七月十八日

埼玉県知事 大野元裕

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年七月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長　酒井敦司

一　道路の種類　　県道  
二　路線名　　加須北川辺線  
三　道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	加須市下三俣字七釜戸一七八三番一 地先から 同市上三俣字中通一一六六番一地先	区間
一一・二〇	八・〇〇～ 一二・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一一〇・〇〇		延長 (メートル)
		備考

## 埼玉県選管告示第五十号

### 告 示

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙（南第一区 草加市）における当選の効力に關し、同年四月二十四日付けで埼玉県草加市新栄町四丁目一〇〇〇番地二一五—五〇一木元千鶴子から提起のあつた異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定した。

令和五年七月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

## 決 定 書

埼玉県草加市新栄町4丁目1000番地2-5-501  
異議申出人 木元 千鶴子

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年4月24日付けで提起された令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙（南第1区 草加市）（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

### 主 文

- 1 本件異議申出を認容する。
- 2 本件選挙における当選人中村美香（以下「当選人」という。）の当選は、これを無効とする。

### 用 語

本決定で使用する用語は、次のとおりとする。

用語	内容
A室	当選人が令和4年12月26日にB室に転入するまで住民登録していた住宅（東京都内）
B室	当選人がA室から令和4年12月26日に転入し、令和5年1月31日まで住民登録していた住宅（埼玉県三郷市内）
C室	当選人がB室から令和5年2月1日に転入し、住民登録している住宅（埼玉県草加市内）
D室	当選人が令和4年10月2日から同年12月25日まで生活の本拠であったと主張する住宅（埼玉県三郷市内）
E室	申出人が当選人が居住していたと主張する住宅（東京都内）

### 本件異議申出の趣旨及び理由

#### 1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人の当選は無効とする旨の決定を求めるものである。

## 2 本件異議申出の理由

本件異議申出の理由を要約すると、次のとおりである。

本件選挙において、選挙権を有する者は、「その属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する」必要がある（公職選挙法第9条第3項）。

選挙権を有しない者は、公職選挙法第10条第1項第3号の定めるところにより、「都道府県の議会の議員」の被選挙権はなく、立候補することができない。

当選人は、東京都内のマンション（E室）に住み、三郷市（D室）には居住実態がなく、公職選挙法の求める住所要件を満たさない疑義があり、当選無効とすることを求める。

### 争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項は、日本国民たる年齢満18歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定し、同条第3項は、日本国民たる年齢満18歳以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定している。

また、法第10条第1項第3号は、都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25歳以上のものが被選挙権を有すると規定している。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件として、本件選挙の期日である令和5年4月9日まで「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有していること」又は「埼玉県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き埼玉県の区域内に住所を有していること」（以下「住所要件」という。）を満たしているかという点にある。

具体的には、当選人の埼玉県内の住所として考えられるB室（三郷市内）、C室（草加市内）又はD室（三郷市内）において当選人が本件選挙の期日である令和5年4月9日まで引き続き3か月以上住所を有していたかどうか、又は、B室及びD室を通じて三郷市内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続きC室に令和5年4月9日まで住所を有していたかどうかが争点である。

## 決定の理由

当委員会は、本件異議申出につきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理した。

当選人には、法第216条第1項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定に基づき、利害関係人として本件異議申出への参加を求めるとともに、本件異議申出に対する意見書を徴した。

なお、申出人に対して意見書に対する反論書の提出を求めたが、提出はなかった。また、申出人に対して口頭意見陳述の申立てを確認したが、希望しない旨の回答があった。

さらに、申出人及び当選人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、当選人及び関係人1名に対して証言を求めた。加えて、本件審理に関する機関等（別紙「証拠物件提供者一覧」「証拠物件等一覧」）に証拠物件の提出を求めるなど慎重に審理した。

### 第1 申出人及び当選人の主張

本件異議申出の申出人及び当選人が提出した書面や証拠物件による主張を要約すると、次のとおりである。

#### 1 申出人の主張

当選人は、東京都内のマンション（E室）に住み、三郷市（D室）には居住実態がない。

仮に草加市（C室）への転入が本件選挙の期日を3箇月超った令和5年1月9日より後日である場合は、草加市（C室）への転入日を起算として、三郷市（D室）に3箇月以上の居住実態を伴って住所を実質的に有している必要がある。

なお、当委員会は申出人に対し、令和5年5月15日までに関係する証拠物件の提出を求めたが、申出人からは同日付けで提出期限の延長を求める理由書が提出され、同年6月5日に提出しない旨の回答があった。

#### 2 当選人の主張等

本件異議申出の参加人である当選人が提出した意見書及び証拠書類等による当選人の主張を要約すると、次のとおりである。

##### （1）生活の本拠について

令和4年10月2日に実母及び妹と一緒に居住していた東京都内（A室）から、実父とその妻が住む三郷市（D室）に生活の本拠を移した。

その後、令和4年12月26日、立候補の決意が固まつたことや探していた新たな居住先物件が決まったことから、三郷市（D室）から三郷市（B室）に住所を移

した。

さらに、草加市から埼玉県議会議員選挙に立候補することが決まったため、令和5年1月31日、草加市（C室）に移住して政治活動を開始し、現在も居住している。

(2) 申出人の主張する都内のマンションについて

申出人の主張する、東京都内（E室）には、居住したこともないどころか、縁もゆかりもない。

よって、本件異議申出は、根拠なき疑惑と誤解によって行われたものである。

(3) A室からD室に生活の本拠を移した経緯等について

ア 令和4年10月2日、東京都内（A室）から三郷市（D室）に生活の本拠を移し、埼玉県議会議員一般選挙に三郷市（東第10区）から立候補するため、その準備を行っていた。

イ それ以前も三郷市（D室）には頻繁に（月2回程度）寝泊まりしており、布団等はもともと三郷市（D室）に置いてあったため、引っ越し業者には依頼せず、衣服等を父親の自家用車を使用して東京都内（A室）から三郷市（D室）に運搬した。

ウ 基本的には、週5、6日は三郷市（D室）で寝泊りし、週1、2日程度は母親が住む東京都内（A室）に行っていた。

エ 三郷市（東第10区）からの立候補を前提とした引っ越しであったため、居住実態を備える意識を明確に持つて三郷市（D室）へ引っ越しをし、居住実態はしっかりとつくっていた。しかし、コロナ禍などの影響や父親の意向を考慮し、途中から新たな居住先を探し始めており、立候補の決意が固まり、新たな居住先が決まるまでは、転入届（住民票の異動）を三郷市役所には届け出ないでいた。

オ 自動車運転免許証、郵便局への住所変更手続、クレジットカード等の送付先、国民健康保険その他公的証書等についても、その必要性がないと感じたことから、住所変更の手續はしなかった。

カ 光熱水費や食費、家事については父親の世話になっていたが、被服費については自分で負担していた。

キ 都内の母親の家（A室）に行く以外は、三郷市（D室）で寝起きしていた。

ク 日中は忙しく、あまり家にいなかったが、シャワーは毎日使用していた。

ケ 銀行預金口座について、三郷市内には支店がないため、現金の入出金をほぼ行っていない。また、三郷市（D室）在住時、クレジットカードもほとんど利用していない。

コ 三郷市（D室）在住時には、Suica を持っていたが無記名式のため、利用履歴

が提出できないし、そもそも令和5年4月に、Suica をJR東日本に返却している。

サ ネット通販の利用について、10月以降は政治活動などで忙しく、ネット通販をする間もなかった。

#### (4) D室からB室に生活の本拠を移した経緯等について

ア 令和4年12月26日、立候補の決意が固まつたことや、新型コロナウイルス感染症による父親への影響などを考慮して探していた新たな居住先物件が決まつたことから、三郷市役所に近い、三郷市（B室）に住所を移し、東京都内（A室）から転入した旨の転入届を三郷市役所に届け出た。

イ 三郷市（B室）は家具付き物件のため、寝具や洋服を父親が運転する自家用車で運んでもらつた。この時期タレント活動は縮小していたため、荷物は多くなかつた。

ウ 三郷市（B室）では、表札は、姉妹2人のみの居住のため、危機管理上の理由により掲示しなかつた。

エ 三郷市（B室）の物件探しは妹が行い、賃貸借契約も妹が行つた。

オ 三郷市（B室）の玄関の鍵は携帯のアプリを姉妹2名でそれぞれダウンロードした上で使用していた。

カ 三郷市内での主な立ち寄り先は、ららぽーと新三郷、ドン・キホーテ、コンビニエンスストアなどであつた。

#### (5) B室からC室に生活の本拠を移した経緯等について

ア 草加市から埼玉県議会議員選挙に立候補することが決まつたため、令和5年1月31日、草加市（C室）に移住して政治活動を開始し、現在も居住している。

イ 草加市（C室）については、某議員の支援者の紹介で移転した。その際、引っ越し業者は使用していない。

ウ 令和5年2月9日が三郷市（B室）の契約終了期限であったが、実際には1月末日頃に草加市（C室）に引っ越ししていた。

## 第2 当委員会の判断

### 1 住所認定についての判断基準

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条は、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである（昭和23年12月18日最高裁判所判決参照）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決参照）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成9年8月25日最高裁判所判決参照）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決参照）。

このような観点から、当委員会は、これら判決の内容を判断基準として、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件として、本件選挙の期日まで「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有していたか」又は「埼玉県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き埼玉県の区域内に住所を有していたか」について判断する。

## 2 E室について

### （1）申出人の主張

当選人は、東京都内のマンション（E室）に住んでいた。

### （2）当選人の主張

東京都内（E室）には居住したこともないどころか、縁もゆかりもなく、仮に同所に同姓同名の者が住んでいたとしても別人である。

### （3）当委員会が認定した事実

東京都内（E室）における居住実態について、板橋区選挙管理委員会に対して住民基本台帳法第34条に基づく調査を依頼したところ、該当なしとの回答があった。

### （4）当委員会の判断

板橋区選挙管理委員会は、東京都内（E室）における当選人の居住実態について、住民基本台帳法第34条に基づく調査結果は該当なしとしている。

また、当選人は東京都内（E室）に居住したことがないと主張しており、申出人

から東京都内（E室）における当選人の居住実態を示す証拠物件の提出もなく、他に東京都内（E室）における当選人の居住実態を示す証拠物件も認められない。

よって、当選人が東京都内（E室）に居住していた旨の申出人の主張は認められない。

### 3 D室について

#### （1）当選人の主張

令和4年10月2日、東京都内（A室）から三郷市（D室）に生活の本拠を移し、埼玉県議会議員一般選挙に三郷市（東第10区）から立候補するため、その準備を行っていた。

#### （2）当委員会が認定した事実

##### ア 住民異動届

当選人は、東京都内（A室）から三郷市（D室）に転入する旨の転出・転入届をしておらず、令和4年10月2日から同年12月25日までの当選人の住所は東京都内（A室）に住民登録されている。

##### イ 住民基本台帳法第34条に基づく調査結果

三郷市選挙管理委員会に対して住民基本台帳法第34条に基づく調査を依頼したところ、本人からの聴取によって判明した三郷市（D室）で居住していたとされる期間（令和4年10月3日から同年12月25日）については、今回の調査で提出された資料をもって、居住実態を伴っていたと判断するには不十分である旨の回答があった。

また、当選人等に聴取した事項として以下の回答があった。

##### （ア）当選人に対する聴取事項

- ・ 令和4年10月3日から三郷市（B室）に転入するまでの間は、三郷市（D室）で生活していたが住所変更はしていなかったため、遡って住所変更する意向を示している。
- ・ 父親と母親は既に離婚しており、父親の家（D室）には再婚相手も一緒に生活しているため、現在、母親は東京都内の家（A室）に居住している。

##### （イ）当選人の父親に対する聴取事項

- ・ 自分の家（D室）には9月末くらいから三郷市（B室）に引っ越すまでおり、食事もほとんど家で食べていた。
- ・ 1日の行動は、日によってまちまちなので一概には言えないが、昼間は基

本的に外出していることが多かった。

(ウ) 当選人の母親に対する聴取事項

- ・ 8月末までは実家（A室）に居たが、9月以降は父親の家（D室）に住んでいた。本人は三郷市内で家を探しており、12月からは新しい家（B室）に住んでいた。その後2月に草加市に引っ越したと聞いている。
- ・ 父親の家（D室）に住んでからは実家（A室）に帰ってくることはほとんどなく、10月に数回帰ってきた程度である。

(エ) 三郷市広報広聴課聴取事項

- ・ 三郷市PR大使の辞退届が令和5年1月15日付けで提出され、その際、三郷市（B室）が自筆で書かれている。
- ・ 辞退届提出の際、これから生まれて初めて姉妹で別々（草加市とさいたま市）に住むことになるとの発言があった。
- ・ 三郷市PR大使の登録時からタレント事務所を経由しているため、当選人の住所は把握していない。

(オ) D室の建物の管理センター聴取事項

- ・ 建物に設置している防犯カメラ、エレベーター内に設置しているカメラのデータ保存期間を超過しているため、令和4年10月3日から同年12月25日については確認することはできないとのこと。

ウ 国民健康保険税の支払記録

三郷市に対し、当選人の国民健康保険税の支払記録の提出を依頼したところ、令和4年9月から同年12月分は無し、国民健康保険の資格取得が令和5年1月1日、令和5年1月分の支払有りとの回答があった。

エ D室における電気、水道及びガスの使用状況

(ア) D室における電気の使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。なお、使用者（契約者）は当選人の父親となっている。

使用期間	使用量 (kwh)	前年同期間	前年使用量 (kwh)	増減（※） (kwh)
令和4年 8月	392.9	令和3年 8月	—	—
令和4年 9月	272.2	令和3年 9月	—	—

令和4年10月	187.0	令和3年10月	—	—
令和4年11月	188.3	令和3年11月	—	—
令和4年12月	217.5	令和3年12月	99.7	117.8 (218%)
令和5年 1月	235.6	令和4年 1月	218.1	17.5 (108%)

※「増減」欄は、使用量について前年同月の使用量と比較している。

東京都環境局の家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の1か月当たりの平均電気使用量は、二人世帯が272kwh、三人世帯が313kwh、四人世帯が316kwhである。

令和4年10月から同年12月の使用量は、全て二人世帯の平均を下回っており、前年同期間との比較では、特に令和4年12月の使用量が倍増している。

#### (イ) D室における水道の使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。なお、使用者（契約者）は当選人の父親となっている。

使用期間	使用量	前年同期間	前年使用量	増減（※）
令和4年6月12日 ～8月12日	46m <sup>3</sup>	令和3年6月12日 ～8月12日	44m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup> (105%)
令和4年8月12日 ～10月12日	48m <sup>3</sup>	令和3年8月12日 ～10月12日	40m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup> (120%)
令和4年10月12日 ～12月10日	46m <sup>3</sup>	令和3年10月12日 ～12月12日	44m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup> (105%)
令和4年12月10日 ～令和5年2月11日	56m <sup>3</sup>	令和3年12月12日 ～令和4年2月12日	44m <sup>3</sup>	12m <sup>3</sup> (127%)

※「増減」欄は、使用量について前年同月の使用量と比較している。

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、1か月当たりの平均使用水量は二人世帯が14.9m<sup>3</sup>（2か月当たりに換算すると約29.8m<sup>3</sup>）、三人世帯が19.9m<sup>3</sup>（同約39.8m<sup>3</sup>）、四人世帯が23.1m<sup>3</sup>（同約46.2m<sup>3</sup>）である。

令和4年8月12日から令和5年2月11日の使用量は全て四人世帯の平均以上となっており、前年同期間との比較では、特に令和4年8月12日から同年10月12日、及び令和4年12月10日から令和5年2月11日の使用期間に係る使用量が増加している。

(ウ) D室におけるガスの使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。なお、契約しているガス会社に確認したところ、検針日は毎月 16 日前後であるとの回答であったため、使用期間は検針月の前月 16 日から検針月 16 日までと仮定している。また、使用者（契約者）は当選人の父親となっている。

検針月 (使用期間)	使用量 (m <sup>3</sup> )	前年同期間	前年使用量 (m <sup>3</sup> )	増減（※） (m <sup>3</sup> )
令和4年 9月 (令和4年8月16日 ～9月16日)	27	令和3年 9月 (令和3年8月16日 ～9月16日)	18	9 (150%)
令和4年10月 (令和4年9月16日 ～10月16日)	47	令和3年10月 (令和3年9月16日 ～10月16日)	34	13 (138%)
令和4年11月 (令和4年10月16日 ～11月16日)	63	令和3年11月 (令和3年10月16日 ～11月16日)	41	22 (154%)
令和4年12月 (令和4年11月16日 ～12月16日)	89	令和3年12月 (令和3年11月16日 ～12月16日)	63	26 (141%)
令和5年 1月 (令和4年12月16日 ～令和5年1月16日)	124	令和4年 1月 (令和3年12月16日 ～令和4年1月16日)	106	18 (117%)
令和5年 2月 (令和5年1月16日 ～2月16日)	109	令和4年 2月 (令和4年1月16日 ～2月16日)	94	15 (116%)

※「増減」欄は、使用量について前年同月の使用量と比較している。

東京都環境局の家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の1か月当たりの平均ガス使用量は、二人世帯が30 m<sup>3</sup>、三人世帯が40 m<sup>3</sup>、四人世帯が46 m<sup>3</sup>である。

令和4年10月から令和5年1月（令和4年9月16日から令和5年1月16日）の使用量は全て四人世帯の平均を上回っている。

また、前年同期間との比較では、特に令和4年9月から同年12月（令和4年8月16日から同年12月16日）の使用量が増加しているが、令和5年1

月から2月（令和4年12月16日から令和5年2月16日）の使用量も増加している。

オ A室における電気、水道及びガスの使用状況

(ア) A室における電気の使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。なお、使用者（契約者）は当選人の妹となっている。

使用期間	使用量 (kwh)	前年同期間	前年使用量 (kwh)	増減（※） (kwh)
令和4年5月11日～6月10日	136	令和3年5月11日～6月10日	136	0 (0%)
令和4年6月11日～7月10日	184	令和3年6月11日～7月10日	142	42 (130%)
令和4年7月11日～8月10日	240	令和3年7月11日～8月10日	229	11 (105%)
令和4年8月11日～9月10日	222	令和3年8月11日～9月10日	199	23 (112%)
令和4年9月11日～10月10日	163	令和3年9月11日～10月10日	145	18 (112%)
令和4年10月11日～11月10日	118	令和3年10月11日～11月10日	132	△ 14 (89%)
令和4年11月11日～12月10日	140	令和3年11月11日～12月10日	148	△ 8 (95%)
令和4年12月11日～令和5年1月10日	250	令和3年12月11日～令和4年1月10日	271	△ 21 (92%)
令和5年1月11日～2月10日	226	令和4年1月11日～2月10日	346	△ 120 (65%)
令和5年2月11日～3月10日	148	令和4年2月11日～3月10日	248	△ 100 (60%)
令和5年3月11日～4月10日	105	令和4年3月11日～4月10日	177	△ 72 (59%)
令和5年4月11日～5月10日	—	令和4年4月11日～5月10日	143	—

※「増減」欄は、使用量について前年同月の使用量と比較している。

東京都環境局の家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の1か月当たりの平均電気使用量は、二人世帯が272kwh、三人世帯が313kwhである。

令和4年9月11日から令和5年2月10日の使用量は、全て二人世帯の平均を下回っており、前年同期間との比較では、特に令和5年1月11日から同年2月10日の使用量が大きく減少している。

#### (イ) A室におけるガスの使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。なお、契約しているガス会社に確認したところ、検針日は毎月21日前後であるとの回答であったため、使用期間は検針月の前月21日から検針月21日までと仮定している。また、使用者（契約者）は当選人の母親となっている。

検針月 (使用期間)	使用量 (m <sup>3</sup> )	前年同期間	前年使用量 (m <sup>3</sup> )	増減（※） (m <sup>3</sup> )
令和4年 9月 (令和4年8月21日 ～ 9月21日)	3 7	令和3年 9月 (令和3年8月21日 ～ 9月21日)	4 2	△ 5 (88%)
令和4年10月 (令和4年9月21日 ～ 10月21日)	4 7	令和3年10月 (令和3年9月21日 ～ 10月21日)	4 9	△ 2 (96%)
令和4年11月 (令和4年10月21日 ～ 11月21日)	5 4	令和3年11月 (令和3年10月21日 ～ 11月21日)	6 3	△ 9 (86%)
令和4年12月 (令和4年11月21日 ～ 12月21日)	7 1	令和3年12月 (令和3年11月21日 ～ 12月21日)	8 9	△ 18 (80%)
令和5年 1月 (令和4年12月21日 ～令和5年 1月21日)	7 5	令和4年 1月 (令和3年12月21日 ～令和4年 1月21日)	1 2 3	△ 4 8 (61%)
令和5年 2月 (令和5年1月21日 ～ 2月21日)	3 2	令和4年 2月 (令和4年1月21日 ～ 2月21日)	9 1	△ 5 9 (35%)

※「増減」欄は、使用量について前年同月の使用量と比較している。

東京都環境局の家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の1

か月当たりの平均ガス使用量は、二人世帯が30m<sup>3</sup>、三人世帯が40m<sup>3</sup>である。

令和4年10月から令和5年1月（令和4年9月21日から令和5年1月21日）の使用量は全て三人世帯の平均を上回っている。

また、前年同期間との比較では、特に令和5年1月から2月（令和4年12月21日から令和5年2月21日）の使用量が減少している。

#### カ D室における生活に係る支払関係書類

当選人から、令和4年10月2日から同年12月25日までの分のクレジットカードの支払記録が提出された。三郷市内の利用は12件（12日）であり、その内訳は、飲食店1件、食料品店5件、ショッピングモール4件、ホームセンター1件、家電販売店1件である。その他、所沢市での利用が1件、神奈川県2件、大阪府で2件、携帯電話の利用料5件である。

また、同期間における領収証が3枚提出された。三郷市内の利用は2件（2日）であり、その内訳は、飲食のデリバリー1件、食料品店1件である。その他、千葉県の食料品店が1件である。

#### キ D室における生活に係る銀行口座の取引関係書類

当選人が生活口座と証言しているX銀行口座について、令和4年10月2日から同年12月25日までの入出金記録を調査したところ、現金出金は4件であり、三郷市内での出金はなく、全て東京都内となっている。

#### ク D室における生活に係るスケジュール

当選人から、令和4年10月から同年12月までのスケジュールが提出された。同スケジュールには当選人の行動が記載されている。

令和4年10月2日の欄には「荷物整理、三郷へ引越、父の車で移動」、令和4年12月27日の欄には「三郷市（B室）の所在地名へ、父の車で移動、荷物移動」との記載がある。

また、令和4年10月2日から同年12月25日までの85日間について、母親の所にいく旨の記載が13日間、大阪に行く旨の記載が3日間となっている。

当選人は、「当該スケジュールは使用しているスケジュールアプリの先頭画面を印刷したもの」と説明し、記載事項が忘れてはいけない予定を記録していただけではなく、事後に判明した結果を訂正加筆した項目もあることを認めている。

#### ケ D室における生活に係る写真

当選人から、令和4年10月2日から同年12月25日までの日付の写真16枚が提出された。その内訳は、三郷市内のものが飲食店内外4枚、三郷市（D室）

内9枚、その他3枚である。また、三郷市選挙管理委員会から、当選人が同委員会に提出した三郷市（D室）内1枚が提出された。

コ D室の間取り図

当選人から、三郷市（D室）の間取り図が提出されている。当選人は三郷市（D室）の和室（6畳）で生活していたとしている。

サ A室の住宅賃貸借契約書

当選人から、東京都内（A室）の住宅賃貸借契約書が提出されている。契約期間は令和4年6月12日から令和6年6月11日、借主は当選人の母親、入居者は当選人の母親、当選人、当選人の妹の3人、水道代は定額とされている。

シ 当選人の父親の陳述書要旨

- ・ 私は令和4年10月から三郷市（D室）で当選人とともに住んでいた。
- ・ 当選人は平成30年から三郷市のPR大使も務めており、三郷市（D室）は実家でもあるため、正式に選挙に出馬する決心がついたと話がある前から、月に2度程度は三郷市（D室）で寝泊まりしていた。
- ・ 当選人は、令和4年9月24日の土曜日だったと思うが、三郷市（D室）に来て、選挙に出馬することをはっきりと決心したこと、選挙の準備のため三郷市の方に拠点を移す必要があると話を聞いた。
- ・ 私としても当選人がすることは応援したいと思い、私の車で、当選人と当選人の母親が住んでいた東京都内（A室）から、三郷市（D室）へ荷物を運ぶ作業などを手伝った。
- ・ 当選人は、もともと寝泊りするだけの荷物は三郷市（D室）にあったので、引っ越しの業者などは使わず、令和4年10月2日の日曜日に、私の車で、いくつかの荷物を運ぶだけで済んだ。
- ・ 以上の経緯で、令和4年10月2日から、当選人は三郷市（D室）に引っ越しってきて、一緒にご飯を食べて寝泊りもするようになった。
- ・ 当選人は三郷市（D室）に引っ越してきてからも、関西へ出張をするときや、東京で仕事がある日は、三郷市（D室）以外の場所に泊まることもあったが、だいたい週に5、6日以上は、三郷市（D室）で寝泊まりしていたと思う。
- ・ この生活は、当選人が三郷市内のB室を借りた令和4年12月末まで続いた。

ス 当選人の父親の妻の陳述書要旨

- ・ 当選人はたびたび実家に帰ってきていたが、令和4年10月からは本格的に実家に引っ越ししてきた。
- ・ 当選人は、令和4年9月24日の土曜日だったと思うが、夫と私に対して、

改まった様子で、選挙に出馬することを決心したこと、選挙の準備のため三郷市の方に拠点を移す必要があるので、しばらく実家の方で世話をなりたいことを話してくれた。

- ・ 実際に、令和4年10月からは荷物も追加で都内の方から持ってきて、実家の方で夫と私と一緒に暮らすようになった。
- ・ 当選人が実家に居るときの食事は、出前をとるとき以外は私がつくって夫と当選人が食べていた。
- ・ 当選人は、だいたい週に5、6日は実家で寝泊まりしていたと思う。
- ・ 当選人の妹は令和4年11月からは時々寝泊りをしにきていた。
- ・ このような生活は、当選人が三郷市内のB室を借りた令和4年12月末まで続いた。

#### セ 当選人の証人尋問での当委員会に対する証言

- ・ 本件選挙への立候補の経緯について、「令和4年9月12日に某議員に県議会議員一般選挙に出馬しないかと打診され、三郷市（東第10区）からの立候補の検討を始めた。立候補を父親に相談したのは、令和4年9月24日だった。立候補の意思は、9月24日までに固まった。9月24日の日付はスケジュールにも書いてある（当委員会に提出されたスケジュールは、令和4年10月から同年12月のスケジュールであった）。選挙区を南第1区（草加市）にしたのは、令和5年1月19日頃、日本維新の会での出馬会見の時である。県の東部地区出身なので、草加市、三郷市、春日部市で立候補を希望した。正直、三郷市からがよかつたが、三郷市からは立候補できないことになったので、草加市一択しかなくなつた」旨を証言している。
- ・ 東京都内（A室）から三郷市（D室）に引っ越しをする経緯について、「令和4年9月24日、立候補準備のため、三郷市（D室）への居住について父親に相談したところ、承諾を得た」旨を証言している。
- ・ 東京都内（A室）から三郷市（D室）への引っ越しについて、「令和4年10月2日に東京都内（A室）から三郷市（D室）に引っ越し、父親と同居して立候補の準備を進めた。もともと三郷市（D室）に荷物があったので、引っ越しするために運んだのは、ほとんど自分の洋服だけであった。また、妹の洋服も一緒に父親の自家用車で運んだ。妹も選挙になつたら政治活動をサポートしてくれる予定だった。三郷市（D室）に引っ越し日には、三郷市（D室）に妹も一緒に行つたが、10月23日の三郷市長選後から本格的に2人で活動した。それまでは打合せ時に来てもらっていた。東京都内（A室）からの車の移動経路は自動車が運転できないので詳しくはないが、混んでいたので3時間位かかった。首都高速道路は使わなかつたので、東京都内（A室）から三郷市（D室）への

移動はスムーズにいかなかった。三郷市（D室）への到着は、夕方4時近くになった。東京都内（A室）を出たのは昼過ぎであったと思う。食事や休憩は取らなかった。東京都内（A室）から三郷市（D室）までは、義母が運転し、父親、自分と妹の4人が同乗した」旨を証言している。

- 令和5年2月1日に初めて妹と別生活になったと発言したことについて、「完全に2人別々に住居を持ったというのは初めて」、「妹は10月、11月は完全に東京都内（A室）が拠点になりますね」、「12月に関しては妹は半分くらいですかね、三郷市（D室）に私と一緒にいる時間が結構あったので」と証言している。
- 三郷市（D室）での生活について、「三郷市（D室）では和室の6畳間を使用した。三郷市（D室）の鍵は父親から渡されていた。妹は持っていない。呼び出しや自分が迎えに出て妹は三郷市（D室）に入っていた。三郷市（D室）には、令和4年10月は自分と父親、義母の3人で暮らし、妹は母が心配なので東京都内（A室）にいる方が多かった。いつから政治活動が始まるか読めなかつたからである」旨を証言している。
- 三郷市（D室）に居た当時の移動手段について、「三郷市（D室）から新三郷駅までは、ほとんどが徒歩又は父親の自転車を使用した。三郷市役所へはタクシーを利用した。三郷市内（場所は早稲田地区）のある会社の会議室（最寄り駅は三郷駅）での打合せの際は、JRを利用した。三郷市役所へは月に1、2回程度行った。市役所に行くときは、市議との打合せにファーストキッチンを利用した。利用するタクシー会社は決まっていない。頑張って三郷駅までは自転車で行った。タクシーを利用した際に領収書はもらっていない。現金払いだが、領収書を取っておく習慣がないので、領収書は保存していない」旨を証言している。
- 三郷市（D室）に居た当時の預金の引き出しについて、「銀行預金の引出はしたと思うが、銀行の支店があればその銀行の支店で、又はコンビニで急遽必要なことがあれば引き出した。自分はまとまって引き落とすタイプである。X銀行の通帳は、引き出した場所がアルファベットで記載されている。選挙管理委員会で引き出した場所を調査したいということであれば、調査に同意する。他にも銀行口座を持っているが、報酬が入ってくる口座は、X銀行である。各種引落し口座も同じである」旨を証言している。
- 三郷市（D室）に居た当時の決済手段について、「買物は主に近所のドン・キホーテで専用のプリペイドカード（父親のカード）を使用していた。店内のみでチャージできる。それ以外は現金が多かった。クレジットカードを使用したのは大きい金額の買物のみである。Suicaには現金をチャージしていた。Suicaのチャージ場所は、駅の自販機である」旨を証言している。

- ・ 三郷市（D室）に居た当時の領収書や電子決済の記録の提出が少ないと聞いて、「いや、そういうの捨てちゃうことが多いので」、提出された領収書が残っていた理由について、「たまたまです」と証言している。
- ・ 令和4年10月から同年12月末のスケジュールについて、予定表なのか、あるいは結果を書いたものなのかとの質問に対し、「両パターンあります。予定として忘れないように書いておくところと、行ってからわかる場所もあるかと思うんで、その場合には結果になります」、犬の散歩の記載があるが結果を書いたものなのかとの質問に対し、「そうですね。結果もあります」、「本当に、1回とかその、散歩、1回とかそれぐらいかと思うんですけども」と証言している。
- ・ 個人事業主として確定申告のために領収書を集めていなかったのかについて、「医療費だったりとかは集めていました。ただ、額が少ないと領収書が不要なので、特に源泉徴収とか以外は特に集めることはしていなかったです」と証言している。
- ・ 県議会議員の被選挙権の住所要件の認識について、「県内に住民登録があればと認識を誤っていた」、「言葉は良くないですが、運よく私は10月から三郷にいたということになりますので、私のちょっと認識不足もあったことは確かです」と証言している。
- ・ 三郷市（D室）に住民登録をしなかった理由について、「父の奥さんがいて、ずっと住みながら活動することは難しい」、「新しい住居を探し終わったら移すということにしていました」、「三郷市内でもちろん新居は探していたんですが、一時的な場所として」、「自分の実家ではもちろんあるので、子供のとき住んでいた実家で、その前からちょこちょこ、月2程度は来ていた場所だったので」と証言している。
- ・ 県議会議員の被選挙権の住所要件と住民登録の必要性の認識について、住民登録をしなければならないという意識はあったんですかとの質問に対し「もちろんです」、住民登録のタイムリミットは具体的に何日頃と考えていたんでしようかとの質問に対し「タイムリミットは12月26頃だったと思います。3月31日が告示日だったので、その3か月前となると年末、12月25日前後がタイムリミットだったと認識していました」と証言している。
- ・ タレントとしての事務所との契約について「特に契約書が実はなくて、その事務所は」、事務所への住所の登録について「特にないです」、「社長とは結構頻繁に連絡を取り合っているので、そういう関係で、どこに、三郷にいるとか、草加にいるとか、そういう情報は流していて、特に事務所に対して何か届出をしたことは一切ないです」と証言している。
- ・ 令和4年10月15日から2泊3日で大阪に行った際に泊まったホテルの宿泊名簿に記載した住所について、「住所は東京都内（A室）になるかと思います。

というのは住民票が東京都内（A室）なので、そのときに」と証言している。

- ・ 経緯説明に記載している「居住実態を備える意識を明確にもって引っ越しをした」とは具体的に何をどうしたのかについて、「引っ越しをしました、三郷のほうに、三郷市（D室）のほうに引っ越しました」、「本当は住民票を移さないといけなかつたんですが、ちょっと家族との話合いで、この家には長期的には住めないとということになったので、ひとまず体だけ動いたということになります」、居住実態を証明するために意識していたのであれば例えば領収書や買い物、誰かと会ったなど居住していたことが分かるようにしていたのではないか、証明するために何か考えていたという意味ではないのかとの質問に対し、「それはそういう意味ではないです」、「そこまではちょっと考えていました」、「実家でしたので」、「そこまでではないです」と証言している。
- ・ 神奈川県のラジオ局において生放送で週1回、サッカーの応援番組のパーソナリティをやっており、当日は1回東京都内（A室）に行ってそこからユニフォームを着ていくことが多かった、ユニフォームは東京都内（A室）に置いてあった旨を証言している。
- ・ 県議会議員の被選挙権の住所要件は埼玉県内の同一の市町村に引き続き3か月以上居住していなければならぬという要件だと分かったのはいつかとの質問について、「市内というのは、今回、正直問題が起きてから知りました。というのは、市をまたいだとしても、県内にという認識が正直、その引き続きの理由をちょっと勘違いしております、なので、だから、今それを知つていれば草加市に引っ越しをしたよかつたとしか言いようがないんですけども、ちょっと勘違いしていたのは事実です」、「今回この異議の申出があつてから初めて引き続きじゃないと駄目なんだというのが分かったということかとの質問に対し、「そうですね、はい」と証言している。
- ・ 父親及びその妻から提出された陳述書について、「父親とその妻が電話で弁護士さんと話をして、それを打ったのが弁護士さんで、それを父親とその妻に確認してもらって、判子を押したのは父親とその妻です」と証言している。

#### ソ 当選人の父親の証人尋問での当委員会に対する証言

- ・ 当選人の東京都内（A室）から三郷市（D室）への引っ越しについて、「当選人が東京都内（A室）から三郷市（D室）に引っ越ししたのは、令和4年10月2日であるが、その日に引っ越ししたのは、当選人のみである。当選人の妹は、その日は三郷市（D室）に泊ったが、翌日には東京都内（A室）に帰った。妹は10月2日の夜だけ三郷市（D室）に泊まり、11月から月に2回程度しか来ていない。妹は三郷市（B室）に東京都内（A室）から引っ越ししたのではないかと思うが、住民登録などは分からぬ」と証言している。

- ・ 当選人が東京都内（A室）から三郷市（D室）に転居した日付を明確に令和4年10月2日に引っ越したと断言できる根拠について、「それは、私はもう当然忘れていましたけれども、でも、10月の頃だったということは、要は陳述書を書くに当たって思い出して日付を確定した」、「記録はないですよ」と証言している。
- ・ 当選人が東京都内（A室）から三郷市（D室）に引っ越しをする経緯について、「令和4年9月24日、当選人から、とにかく（県議会議員選挙の立候補の）準備を早く進めたいと、某議員から言われており、ここに住まわせてくれないかという相談を受けた。選挙に出るということ自体びっくりし、誰かに騙されているのではないかと思ったが、某議会の会派の人が応援してくれるということで、真剣でまじめな話と分かった。当選する確率は1ミリもないと思ったし、住居を他に探せばいいのではないかという気持ちもあったが、当選する確率がほとんどないのに敷金等でお金をかけるのはもったいないので、分かった、とりあえず、じゃ、いいよと。その代わり、選挙なんて朝から晩まで忙しくなったら、早朝から夜遅くまで、結果的にはそうなったみたいだけれども、なるんだぞと。我々はそんな生活についていけないから、とにかくそうなる前に、忙しくなる前に出て行ってくれと。その間だったらいいよということで承諾しました」、「一時的な形で寝泊まりしてもいいよということになったわけかという質問に対し、「そうです」と証言している。
- ・ 引っ越しは妻が運転する車の助手席に同乗して東京都内（A室）に向かったのかについて、「そうです」、当選人の荷物の分量について、「ごみ袋、ビニール袋みたいなのがあるじゃないですか、あれに洋服を詰めた、洋服とか小さなバッグだとか、靴もあったと思うんですけども、中身はよく見ていないから分からぬけれども、それを5つぐらい」、引っ越しの際東京都内（A室）に当選人の母親がいたのかについて、「いえいえ、だって、我々は部屋に行かないもの」、「部屋にも行っていないし、妻も車で待っていたから」と証言している。
- ・ 引っ越しの際の経路について、「多分、首都高を使って途中まで行ったと思って」、「外環は入らないです、首都高で途中まで行ったと記憶していますけれども」と証言したが、ETCの利用料金が引き落とされているクレジットカードの記録の提出を求めたところ、「多分、それね、僕の記憶違いだと思います。多分、首都高言ったのは。下道ですね」と証言を撤回している。
- ・ タレントで女性でもあり結構衣装などの荷物があるのではないかとの質問に對し、「いや、ないです」と証言している。
- ・ 当選人が三郷市（D室）に住民登録していないことを知っていたかについて、「ほとんど考えなかつたですね、そういうことは」、住民登録の必要性について、「3か月というのは何となく知っていたんですよ。選挙に出るために3か月

で、昔、事件がありましたよね、何か、生活実態がないとかという。それは聞いたことがあったので、それは1回だけ言いました、3か月って知っているよなど。それは当選人にも言ったことは、「記憶はあります」、それに対して当選人は何て答えていたのかとの質問に対し、「知っていたと思いますよ」、そのことについて当選人から細かい話はなかったのかとの質問に対し、「ないですね」と証言している。

- ・ 当選人が三郷市（D室）で居住していたことについて、「令和4年10月から、当選人、自分と妻の3人で三郷市（D室）に住んだ。自分も妻も無職でいつも家にいる」、三郷市（D室）に当選人が居住していた際の食費や電気、ガス、水道料金の負担について、「自分の口座からの引き落としである」と証言し、「当選人に、時々タクシー代やスーパー専用のプリペイドカードを渡したことがある」と証言している。
- ・ 三郷市（D室）に当選人が居住していた際、当選人が外出した時の昼食や服などの買い物の費用は当選人が負担していたのかについて、「はい」と証言している。
- ・ 三郷市（D室）に当選人が居住していた際、当選人が外出する際の移動手段について、「自転車を貸してやったりもしたし、マンションの目の前からバスも出ていますし、東武のバス。それから、電車は新三郷の駅が15分歩きますけれども最寄り駅だし、そのぐらいですかね」、父親が送迎することはあるのかとの質問に対し、「いや、ありますよ、したことは。でも、数えるくらいしかないから」と証言している。
- ・ 当選人が令和4年10月15日から2泊3日で大阪に行ったことについて、「大阪市内には出張に行くとは聞いたが、自家用車で送り迎えはしていない。駅まで歩いて行ったのではないか。午前中に出かけて2泊後の夜に帰ってきた。映画の仕事だと聞いた。大学入学当時に自主製作映画を撮ったが、その関係だと思う。新幹線の切符は、当選人が手配した。タレント事務所とは関係ない仕事だと聞いた」旨を証言している。
- ・ 三郷市（D室）に当選人が居住していた際に、当選人宛ての郵便物や宅急便が届いたことはあるかについて、「記憶ないです」と証言している。
- ・ 三郷市（D室）の郵便受けについて、「郵便受けに氏名は書かない。1階の入口のホールにマンション側で姓を記載したプレートを貼ってくれる」旨を証言している。
- ・ 三郷市（D室）に当選人が居住していた際に、当選人を訪ねてきた人又は当選人が連れてきた人がいないかについて、「いない、当選人だけです、来たのは」と証言している。
- ・ 三郷市（D室）に当選人が居住していたことを見た人がいないかについて、

「いや、それは厳しいと思いますね」、三郷市（D室）の隣人にこの頃当選人を見たことはありますかと聞いても多分分からぬとの質問に対し、「と思いますけれども」と証言している。

- ・ 当選人が10月にラジオの仕事で7日間ぐらい出かけているが、その時に当選人は三郷市（D室）に帰ってきたのかについて、「東京都内（A室）から通っていたと思います」、その時に当選人は東京都内（A室）に寝泊まりしていたのかとの質問に対し、「はい」と証言している。
- ・ 当選人は荷物をもって三郷市（D室）に引っ越ししてきたが東京都内（A室）でも暮らしていたかについて、「帰っていましたよ、週1ぐらい」と証言している。
- ・ 当選人の妹の三郷市（D室）での居住について、「妹は11月から週2回程度三郷市（D室）に来る位だった。三郷市（B室）に引っ越しすまでは東京都内（A室）に住んでいた。転出・転入届の提出関係は分からぬ」旨を証言している。

### （3）当委員会の判断

当選人は、三郷市（D室）に主觀的居住意思があると主張するが、重要な客觀的事実の一つといえる三郷市（D室）への住民登録をしていない。住民登録は、生活の本拠を示す重要な要素である。住民登録は、市区町村の住民票に登録して住民の居住関係を明らかにする制度であり、人が継続して滞在し、寝食の主要場所として本人と家族を含めた生計の活動拠点を公的に認める手段方法である。選挙に関しては、市区町村選挙管理委員会が調製保管する選挙人名簿の基礎資料である。選挙人名簿は、選挙権・被選挙権を有する者の氏名、住所、性別、生年月日等を記載した公簿である。なお、選挙人名簿に登録されるためには、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民で、その者に係る住民票が作成された日から引き続き3箇月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されている者でなければならないため、制度上、当選人は選挙期日において、三郷市、草加市いずれの市の選挙人名簿にも登録されなかつた。結果として、当選人は、三郷市、草加市いずれの市においても本件選挙の投票をすることができなかつたことになる。

この点について、当選人は、瀕踏み行為等の活動を秘したいと考えて住民登録しなかつた旨証言しており、三郷市（D室）は一時的に宿泊した場所とも証言している。

当選人の住民票除票によると、当選人は、令和4年11月25日、目黒区役所に対して東京都内（A室）から三郷市（D室）への転出届を出したものの、その後12月1日にこれを取り消している。この行動は、当選人が三郷市（D室）を立候補しようと考える三郷市で政治活動と選挙活動を公表して開始するまでの一時的宿泊場所と認識していたことと一致する。

当選人は、父親が住む三郷市（D室）について、以前から月2回程度寝泊りしていたと述べており、当選人に寝食可能な住宅が以前から東京都内（A室）と三郷市（D室）の2箇所あった旨、説明している。

主観的居住意思について、当選人は、居住実態を備える意識を明確に持つて、三郷市（D室）に引っ越しをし、居住実態はしっかりとつくっていたと経緯説明しているが、居住実態の裏付けとなる決定的な証拠はない。

客観的な証拠となり得るものとして、証言や提出された証拠書類等から、可能な限り確認したが、もともと寝泊りする布団等の荷物は三郷市（D室）にあり、引っ越しもビニール袋数個程度で引越し業者を利用せず、本人、父親、義母の証言のみで高速道路の利用なども確認できないことから、客観的に引越し日が特定できない。

また、家を移ったと言うものの、三郷市（D室）に運転免許証や国民健康保険、クレジットカード、インターネットショッピング等の住所変更をしていない。

これら不作為行動のみならず、該当期間中である令和4年10月15日、大阪のホテルに投宿する際、宿泊者名簿に自ら住所を東京都内（A室）と記載した旨認めている。

生計であるタレント活動に関しても、当該期間中も着用する衣装を東京都内（A室）に置いたままで、同所で着替えてから仕事現場に行っていった。

さらに、三郷市（D室）での郵便物や宅配便等の受け取りもない。これは、国民健康保険等公的機関からの郵便物も含め東京都内（A室）に届いても支障がなく、東京都内（A室）に定期的に行き来していたからに他ならない。

当選人は、特に必要性を感じなかつたと証言するが、これは三郷市（D室）に主観的居住意思がなく、東京都内（A室）が生活の本拠であったからと推察される。

当選人が三郷市（D室）に居住していたと主張する期間（令和4年10月2日～12月25日）の三郷市内の領収書は2枚である。

また、クレジットカードの三郷市内での利用は、10月2回、11月6回、12月4回であった。

銀行預金の入出金は、10月から12月までの間にタレント報酬の振込入金がある一方、現金出金は4回で、その払い戻しは都内目黒区内の支店で10月10日、11月22日、12月21日の3回、都内品川区内の支店1回で10月31日であり、三郷市内は0回である。この点、当選人は利用している銀行の支店が三郷市内にないことを主張するが、利用可能なコンビニATMは多数箇所存在する。

その他、当選人は三郷市（D室）から各所に出かけ・帰宅する際、徒歩、自転車、バス、タクシー、電車等を利用した旨主張するが、行動の足跡を端的に示すSuicaなどの支払・利用履歴は確認できず、領収証等の物証もない。

また、当選人の父親の証言では、三郷市（D室）に当選人を訪ねてきた者や当選人が連れてきた者はなく、当選人が三郷市（D室）に居住していたことを隣人に聞

いてもわからないと思うとのことであったが、当委員会は、三郷市（D室）における当選人の生活を証言できる住人探しを実施すべく現地を訪れ、管理人と面接した。同所建物はオートロックセキュリティシステムで、敷地への立入及び建物への出入をマンション管理組合が管理しており、当委員会職員の敷地内立入りには同管理組合の許可が必要とのことであったため、管理人を通じて同管理組合に公文書にて許可を求めたが、現時点で許可・不許可の回答はない。

当選人が提出したスケジュールは、三郷市（D室）及び東京都内（A室）に関する予定又は行動の記録が記載されていることが確認できる。ただし、前述の都内銀行支店における出金事実4回は、該当日に記載がなく、さらに、該当日のスケジュールに都内における予定又は行動の記載もなされていない。

当選人が提出した、三郷市内店舗の領収証、クレジット利用明細書、三郷市内とおぼしき写真を、当選人が三郷市（D室）に居住していたと主張する期間（令和4年10月2日～12月25日）と照合すると、当選人が三郷市内に居た、若しくは、三郷市を訪れたと思われる日数は、10月は31日中の8日、11月は30日中の11日、12月は25日中の6日である。

三郷市（D室）のライフラインである電気使用量を見ると、入手資料が限定的であるが、令和4年12月（12月1日～31日分217.5kwh）は、前年同期である、令和3年12月（12月1日～31日分99.7kwh）に比べ2倍以上の使用量であった。

しかし、令和4年9月から11月までの使用量について前年同期との比較ができないことや、令和5年1月（1月1日～31日分235.6kwh）も前年同期である、令和4年1月（1月1日～31日分218.1kwh）に比べて増加しており、入居人員の増減を推定できない。

三郷市（D室）の水道使用量は、2か月単位で、令和4年8月12日から10月12日分（48m<sup>3</sup>）は前年同期である令和3年8月12日から10月12日分（40m<sup>3</sup>）に比べ増加している。

さらに、令和4年10月12日から12月10日分（46m<sup>3</sup>）も前年同期である令和3年10月12日から12月12日分（44m<sup>3</sup>）に比べ増加するとともに、令和4年12月10日から令和5年2月11日分（56m<sup>3</sup>）も前年同期である令和3年12月12日から令和4年2月12日（44m<sup>3</sup>）に比べ増加しており、水道使用量の変化から入居人員の増減を推定することができない。

しかし、当選人が入居していなかった令和4年6月12日から8月12日分（46m<sup>3</sup>）も前年同期である令和3年6月12日から8月12日分（44m<sup>3</sup>）に比べ増加しており、水道使用量の変化から入居人員の増減を推定することができない。

三郷市（D室）のガス使用量については、令和4年8月16日から9月16日分（27m<sup>3</sup>）は前年同期である令和3年8月16日から9月16日分（18m<sup>3</sup>）と比

べて増加している。

その翌月である令和4年9月16日から10月16日分（47m<sup>3</sup>）は前年同期である令和3年9月16日から10月16日分（34m<sup>3</sup>）と比べて増加している。

さらにその翌月である令和4年10月16日から11月16日分（63m<sup>3</sup>）も前年同期である令和3年10月16日から11月16日分（41m<sup>3</sup>）と比べて増加している。そしてさらにその翌月である令和4年11月16日から12月16日分（89m<sup>3</sup>）も前年同期である令和3年11月16日から12月16日分（63m<sup>3</sup>）と比べてこの期間においても増加している。

令和4年12月16日から令和5年1月16日分（124m<sup>3</sup>）も前年同期である令和3年12月16日から令和4年1月16日分（106m<sup>3</sup>）と比べてこの期間においてもさらに増加している。

令和5年1月16日から2月16日分（109m<sup>3</sup>）も前年同期である令和4年1月16日から2月16日分（94m<sup>3</sup>）と比べ、増加している。

当選人が三郷市（D室）で暮らし始めたという期間に当たる令和4年10月16日から11月16日分のガス使用量は、前年同期と比べ22m<sup>3</sup>増加しているが、当選人が一人で居住している草加市（C室）の1カ月使用量（P30、エ）の半分程度の使用量であり、この増加をもって三郷市（D室）の居住人員が1名増えたとまでは評価できない。

また、当選人が居住していなかった令和4年6月16日から8月16日及び令和5年1月16日から2月16日の使用量も前年同期より増加している。

よって、以上のガス使用量の変化から入居人員の増減を推定することはできない。

三郷市（D室）の電気・ガス・水道使用量を総括しても、12月頃に最も増加が見られるがその後も増加するなど、当選人が居住したとする全期間（10月2日から12月25日まで）における居住人員の増減は伺えない。

一方、東京都内（A室）の電気、ガス、水道の使用状況であるが、水道はマンション全体が定額のことから資料を入手しなかった。

東京都内（A室）の電気使用量は、令和3年の冬場から増加傾向が続き、令和4年1月11日から2月10日分（346kwh）を最高に、令和4年6月上旬まで減少を続けている。

前年同期比で見ると、令和4年10月11日から11月10日分（118kwh）は減少（前年比△14kwh）に転じ、同年11月11日から12月10日分（140kwh、前年比△8kwh）、同年12月11日から令和5年1月10日分（250kwh、前年比△21kwh）と減少が続いている。

東京都内（A室）のガス使用量は、毎年1月分（12月21日から翌年1月21日）がピークで、令和4年も夏場から毎月増加し、令和5年1月分（令和4年12月21日から令和5年1月21日、75m<sup>3</sup>）がピークであった。

令和4年の使用量は、前年同期比でみると減少傾向にあり、令和4年12月分(令和4年11月21日から12月21日、71m<sup>3</sup>)の減少幅は大きく(△18m<sup>3</sup>)、令和5年1月分(令和4年12月21日から令和5年1月21日、75m<sup>3</sup>)にあってはさらに大きく減少(△48m<sup>3</sup>)している。この減少した48m<sup>3</sup>という数字は、当選人が一人で居住している草加市(C室)のガス1カ月使用量(P30、エ)と同等若しくは多い。

東京都内(A室)の電気・ガス使用量を総合的に考察すると、当選人が居住しなくなったとする令和4年10月2日以後を見ると、前年と比べて減少が顕著となるのは令和4年12月21日以降である。

これらの事実は、当選人と妹が三郷市(B室)に住民登録した令和4年12月26日が境目で、同日頃、当選人が東京都内(A室)に居住しなくなったと見ても矛盾はない。

以上各要素を総合すると、当選人は、立候補の瀬踏み行為等の活動のために従前より三郷市を訪問することが増えると見越し、同市内に生活の本拠地を決めるまでの間、寝食可能な一時的場所として実父が暮らす三郷市(D室)に出入りするようになり、事実、同所で寝泊りする頻度が多くなったものと考えられる。

当選人は、住所要件を県内に3か月居住していれば良いと誤認しており、住所要件の期限を意識して令和4年12月26日に三郷市(B室)に住民登録したと認めている。

東京都内(A室)から生活の本拠を移したのはこの時と判断するのが妥当かつ適正であり、当選人は主観的居住意思を持って令和4年12月26日三郷市(B室)に住民登録し、生活の本拠を移したと判断できる。

当選人の三郷市(D室)への主観的居住意思と居住実態を裏付ける決定的な証拠はなく、住民登録をしていないことなどから、三郷市(D室)は、一時的に宿泊した場所に過ぎないことが強く推察される。

よって、当委員会は、「当選人が住民登録はしていなかったものの、令和4年10月2日から同年12月25日までの間、三郷市(D室)に居住し、同所に生活実態があり、同所が生活の本拠地であった」との主張は採用できず、この期間の生活の本拠は東京都内(A室)にあったと判断する。

#### 4 B室について

##### (1) 当選人の主張

立候補の決意が固まったことや、父の奥さんとの関係、コロナ禍での政治活動を考えし、三郷市役所から近い三郷市(B室)に移住し、妹と2人暮らしを始めた。

本件選挙の告示日が令和5年3月31日だったので、被選挙権の要件である県内の住民登録が3か月以上のタイムリミットを令和4年12月25日前後と認識し、

三郷市（B室）に住民登録した。

部屋は11月ぐらいから探し始めていたが、なかなか難しく、予算の関係などもあり、結果的にギリギリになってしまった。

引っ越し業者は不要で、家具付き物件のため、布団のみ父の車で運んだ。

立候補予定を隠さないといけない事情もあり、住民票を移せない状況が続いていたが、告示日3か月前に迫っていたため、三郷市（B室）への転入届を提出した。

妹は令和4年12月の時点では三郷市（D室）に来る機会が多かったので、引っ越しの時は三郷市（D室）から一緒に行った。妹も本件選挙に立候補することは決めていたので、被選挙権の要件である県内の住民登録が3か月以上という認識があった。

## （2）当委員会が認定した事実

### ア 住民異動届

当選人の妹から三郷市役所に対して、自身を世帯主、当選人を世帯員とし、届出日が令和4年12月26日、異動日が令和4年12月26日として、東京都内（A室）から三郷市（B室）に転入する旨の住民異動届がなされている。

### イ 住民基本台帳法第34条に基づく調査結果

三郷市（B室）における居住実態について、三郷市選挙管理委員会に対して住民基本台帳法第34条に基づく調査を依頼したところ、本人及び関係人からの聴取、賃貸借契約の記録、ライフラインの使用状況等の調査を行った結果、現時点において把握しうる資料等からは、当選人が令和4年12月26日から令和5年1月31日までの間においては、三郷市（B室）に住所を有し、かつ居住実態を伴っていたとするに矛盾はないものと判断するに至った旨の回答があった。

また、当選人等に聴取した事項等として以下の回答があった。

### （ア）当選人に対する聴取事項

- ・ 令和4年12月26日から令和5年1月31日までの間、家具・家電備え付きの三郷市（B室）で妹と二人で居住していた。
- ・ 賃貸借契約の名義人は妹で、家賃は半分を妹に直接手渡していた。
- ・ 交通手段は電車やバスのほかに事務所や父に送迎してもらっていたり、運転免許証は取得しているが、自分自身で車を運転することはなかった。
- ・ 外泊することはほとんどなく、三郷市（B室）に帰っていた。
- ・ 転入後に郵便局で住所変更の手続きは取らなかったが、郵便局から自宅（B室）宛てに届いた転居確認の書類を返送した。
- ・ クレジットカードや運転免許証の住所変更はしていない。

- ・ 食事は自炊をほとんどせず、コンビニ等で購入した物を食べていた。
- ・ 入浴はシャワーのみを使用しており水道代は賃料に含まれていた。
- ・ 表札は掲出していない。
- ・ エアコンはほとんど使用しなかった。
- ・ 新聞は取っておらず、固定電話の契約もしていない。
- ・ 三郷市（B室）の近所に知り合いはない。
- ・ 三郷市（B室）に居住中の主な仕事はタレント活動のみで、出馬へ向けて仕事の量は減らしていた。

(イ) 当選人の妹に対する聴取事項

- ・ 三郷市（B室）に同居していた。
- ・ 当選人から聴取した内容と相違はなかった。

(ウ) 当選人の父親に対する聴取事項（再掲）

- ・ 自分の家（D室）には9月末くらいから三郷市（B室）に引っ越すまでおり、食事もほとんど家で食べていた。
- ・ 1日の行動は、日によってまちまちなので一概には言えないが、昼間は基本的に外出していることが多かった。

(エ) 当選人の母に対する聴取事項（再掲）

- ・ 8月末までは実家（A室）に居たが、9月以降は父親の家（D室）に住んでいた。本人は三郷市内で家を探しており、12月からは新しい家（B室）に住んでいた。その後2月に草加市に引っ越したと聞いている。
- ・ 父親の家（D室）に住んでからは実家（A室）に帰ってくることはほとんどなく、10月に数回帰ってきた程度である。

(オ) 居住中における光熱水の使用状況

- ・ 居住中のガス及び電気の使用状況については、当時、契約していた業者に調査依頼中。
- ・ 水道については、居住していた物件全体で管理をしているため、個々の利用状況については不明。

(カ) 物件の契約状況について

- ・ 物件を管理している不動産業者への聴き取りによると、契約期間は令和4年12月26日から令和5年2月9日まで。契約者は当選人の妹で、同居人として当選人の名前が記載されているとのこと。

(キ) 三郷市広報広聴課聴取事項（再掲）

- ・ 三郷市PR大使の辞退届が令和5年1月15日付けで提出され、その際、三郷市（B室）が自筆で書かれている。
- ・ 辞退届提出の際、これから生まれて初めて姉妹で別々（草加市とさいたま市）に住むことになるとの発言があった。
- ・ 三郷市PR大使の登録時からタレント事務所を経由しているため、当選人の住所は把握していない。

ウ 国民健康保険税の支払記録（再掲）

三郷市に対し、当選人の国民健康保険税の支払記録の提出を依頼したところ、令和4年9月から同年12月分は無し、国民健康保険の資格取得が令和5年1月1日、令和5年1月分の支払有りとの回答があった。

エ B室の部屋使用料等の請求書

当選人から、不動産会社から当選人の妹宛ての令和4年12月26日から令和5年1月31日分に係る三郷市（B室）の部屋使用料及び環境維持費の請求書が提出されている。

オ B室におけるガスの使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。なお、使用者（契約者）は妹となっている。

使用期間	使用量
令和4年12月29日～令和5年1月24日	15.8 m <sup>3</sup>

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の二人世帯の1か月当たりのガスの平均使用量は30m<sup>3</sup>である。令和4年12月29日から令和5年1月24日の使用量は平均を下回っており、平均使用量の約53%となっている。

カ B室における生活に係る支払関係書類

当選人から、令和4年12月26日から令和5年1月31日までの分のクレジットカードの支払記録7枚が提出された。その内訳は、飲食店2枚、食料品店2枚、コンビニエンスストア1枚、ホームセンター1枚、ドラッグストア1枚であり、全て三郷市内のものである。

また、クレジットカードの利用明細書からは、ショッピングモール1件が確認された。

**キ B室における生活に係る写真**

当選人から、令和4年12月26日から令和5年1月31日までの日付の写真5枚が提出された。その内訳は、飲食店内4枚、三郷市（B室）内1枚である。

**(3) 当委員会の判断**

当選人の妹は、当選人を世帯員とし、届出日を令和4年12月26日、異動日を令和4年12月26日として、東京都内（A室）から三郷市（B室）に転入する旨の住民異動届を三郷市に行っている。

また、当選人が提出した証拠物件から、三郷市（B室）での生活に係る支払や三郷市（B室）内の写真も確認できるとともに、三郷市（B室）におけるガス使用量は二人世帯の平均使用量を下回っているものの使用実績は認められる。

さらに、三郷市選挙管理委員会は、住民基本台帳法第34条に基づく調査結果として当選人及び関係人からの聴取、賃貸借契約の記録、ライフラインの使用状況等の調査を行った結果、現時点において把握しうる資料等からは、当選人が令和4年12月26日から令和5年1月31日までの間においては、三郷市（B室）に住所を有し、かつ居住実態を伴っていたとすることに矛盾はないものと判断するに至ったとしている。

他に三郷市（B室）以外での居住実態を示す証拠物件も認められることから、当選人の令和4年12月26日から令和5年1月31日までの間の住所は三郷市（B室）にあったものと認められる。

**5 C室について**

**(1) 当選人の主張**

草加市から本件選挙に立候補することが決まり、立候補する選挙区を知らないといけないと思い、令和5年2月1日に草加市（C室）に移住した。同市に転入届を提出し、同市で政治活動を開始した。

引っ越し業者は不要で、布団と衣類のみ父の車で運んだ。

草加市（C室）には現在まで居住している。

**(2) 当委員会が認定した事実**

**ア 住民異動届**

当選人から草加市役所に対し、届出日が令和5年1月31日、異動日が令和5年2月1日として、三郷市（B室）から草加市（C室）に転入する旨の住民異動届がなされている。

**イ 住民基本台帳法第34条に基づく調査結果**

草加市（C室）における居住実態について、草加市選挙管理委員会に対して住民基本台帳法第34条に基づく調査を依頼したところ、令和5年2月1日から同年3月13日における期間においては同市の実態調査により、同年3月14日から同年4月9日については当選人への聞き取り調査により居住があることが推察される旨の回答があった。

#### ウ C室における電気の使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。

使用期間	使用量
令和5年2月1日～2月5日	14kwh
令和5年2月6日～3月6日	70kwh

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の一人世帯の1か月当たりの電気の平均使用量は186kwhである。令和5年2月6日から3月6日の使用量は平均を下回っており、平均使用量の約38%となっている。

#### エ C室におけるガスの使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。

使用期間	使用量
令和5年1月27日～2月27日	41m <sup>3</sup>
令和5年2月28日～3月30日	39m <sup>3</sup>

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の一人世帯の1か月当たりのガスの平均使用量は15m<sup>3</sup>である。令和5年1月27日から2月27日、同年2月28日から3月30日の使用量はいずれも平均を上回っている。

#### オ C室における水道の使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。

使用期間	使用量
令和5年2月1日～3月13日	19m <sup>3</sup>

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、一人世帯の1か月当たりの平均使用水量は8.1m<sup>3</sup>、1.5か月当たりに換算すると約12.2m<sup>3</sup>

である。令和5年2月1日から3月13日の使用量は平均を上回っている。

### (3) 当委員会の判断

当選人は、届出日を令和5年1月31日、異動日を令和5年2月1日として三郷市（B室）から草加市（C室）に転入する旨の住民異動届を草加市に行っている。

また、当選人が提出した証拠物件から、草加市（C室）における電気使用量は一人世帯の平均使用量を下回っているものの使用実績はあり、ガス及び水道使用量は一人世帯の平均使用量を上回っていることが認められる。

さらに、草加市選挙管理委員会は、住民基本台帳法第34条に基づく調査結果として令和5年2月1日から同年3月13日における期間においては同市の実態調査により、同年3月14日から同年4月9日については当選人への聞き取り調査により草加市（C室）に居住があることが推察されるとしている。

他に草加市（C室）以外での居住実態を示す証拠物件も認められないことから、当選人の令和5年2月1日から本件選挙の期日（同年4月9日）までの住所は草加市（C室）にあったものと認められる。

## 6 結論

以上から、当選人の住所は、令和4年10月2日から同年12月25日までの85日間は東京都内のA室に、令和4年12月26日から令和5年1月31日までの37日間は埼玉県三郷市内のB室に、令和5年2月1日から本件選挙の期日（同年4月9日）までの68日間は埼玉県草加市内のC室にあったものと認められ、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有していること」又は「埼玉県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き埼玉県の区域内に住所を有していること」を満たしていない。

当選人は本件選挙の被選挙権を有しておらず、当選人とはなり得ないため、当選は無効であるというべきである。よって、主文のとおり決定する。

令和5年7月13日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 岡田昭文  
委員 山下勝矢  
委員 福永信之  
委員 満木祐子

# 証拠物件提供者一覧

	提供者
1	申出人
2	当選人
3	板橋区選挙管理委員会
4	草加市選挙管理委員会
5	三郷市選挙管理委員会
6	県選挙管理委員会
7	三郷市長
8	金融機関
9	都内区長

## 証拠物件等一覧

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
1	R5.4.24	R5.4.24	申出人	本件異議申出に係る調査報告書	
2	R5.5.14	R5.5.15	申出人	証拠物件等提出期限延長を希望する旨の理由書	
3	R5.5.14	R5.5.15	申出人	調査依頼書	
4	R5.5.15	R5.5.10	当選人	異議申出書に対する意見書	
5	R5.5.15	—	当選人	B室ガス令和5年1月分使用量	No.36と重複
6	R5.5.15	R5.2.9	当選人	B室令和5年1月分電気代支払い記録	No.37と重複
7	R5.5.15	—	当選人	D室令和4年9月～令和5年1月分ガス、水道代支払い記録	No.38と重複
8	R5.5.15	—	当選人	D室令和4年10月～12月分電気代支払い記録	No.39と重複
9	R5.5.15	R4.12.29	当選人	クレジットカード支払い記録	No.40と重複
10	R5.5.15	R5.1.4	当選人	クレジットカード支払い記録	No.41と重複
11	R5.5.15	R5.1.4	当選人	電子マネー支払い記録	No.42と重複
12	R5.5.15	R5.1.4	当選人	クレジットカード支払い記録	No.43と重複
13	R5.5.15	R5.1.16	当選人	電子マネー支払い記録	No.44と重複
14	R5.5.15	R5.1.21	当選人	電子マネー支払い記録	No.45と重複
15	R5.5.15	R5.1.24	当選人	電子マネー支払い記録	No.46と重複
16	R5.5.15	R4.11.23	当選人	領収書	No.47と重複
17	R5.5.15	R4.11.30	当選人	領収書	No.48と重複
18	R5.5.15	R4.11.2	当選人	領収書	No.49と重複
19	R5.5.15	R4.9.6	当選人	領収書	No.50と重複
20	R5.5.15	R4.9.5	当選人	領収書	No.51と重複
21	R5.5.15	—	当選人	ポイントカード	No.52と重複
22	R5.5.15	R4.11.2	当選人	ポイントカード	No.53と重複
23	R5.5.15	R5.4.11	当選人	C室令和5年2、3月分ガス料金納付書兼領収証	
24	R5.5.15	R5.2.12	当選人	C室令和5年2、3月分電気料金納付書兼領収証	
25	R5.5.15	—	当選人	C室令和5年2、3月水道料金等明細書	
26	R5.5.10	R5.5.10	板橋区選挙管理委員会	異議申出に係る物件の提出について(回答)	
27	R5.5.15	R5.5.15	草加市選挙管理委員会	異議申出に係る物件の提出について(回答)	
28	R5.5.15	R5.5.2	草加市選挙管理委員会	草加市住民票の職権消除に関する事務取扱要領	
29	R5.5.15	R5.5.15	三郷市選挙管理委員会	異議申し出に係る物件の提出について(回答)	

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
30	R5.5.15	R5.5.14	三郷市選挙管理委員会	住民票(除票)	
31	R5.5.15	—	三郷市選挙管理委員会	住民票異動届	
32	R5.5.15	—	三郷市選挙管理委員会	住民票異動届	
33	R5.5.15	R5.1.15	三郷市選挙管理委員会	三郷市PR大使辞任届(当選人)	
34	R5.5.15	R5.1.15	三郷市選挙管理委員会	三郷市PR大使辞任届(妹)	
35	R5.5.15	R4.12.22	三郷市選挙管理委員会	B室令和4年12月、令和5年1月分賃貸請求書	
36	R5.5.15	—	三郷市選挙管理委員会	B室ガス令和5年1月分使用量	No.5と重複
37	R5.5.15	R5.2.9	三郷市選挙管理委員会	B室令和5年1月分電気代支払い記録	No.6と重複
38	R5.5.15	—	三郷市選挙管理委員会	D室令和4年9月～令和5年1月分ガス、水道代支払い記録	No.7と重複
39	R5.5.15	—	三郷市選挙管理委員会	D室令和4年10月～12月分電気代支払い記録	No.8と重複
40	R5.5.15	R4.12.29	三郷市選挙管理委員会	クレジットカード支払い記録	No.9と重複
41	R5.5.15	R5.1.4	三郷市選挙管理委員会	クレジットカード支払い記録	No.10と重複
42	R5.5.15	R5.1.4	三郷市選挙管理委員会	電子マネー支払い記録	No.11と重複
43	R5.5.15	R5.1.4	三郷市選挙管理委員会	クレジットカード支払い記録	No.12と重複
44	R5.5.15	R5.1.16	三郷市選挙管理委員会	電子マネー支払い記録	No.13と重複
45	R5.5.15	R5.1.21	三郷市選挙管理委員会	電子マネー支払い記録	No.14と重複
46	R5.5.15	R5.1.24	三郷市選挙管理委員会	電子マネー支払い記録	No.15と重複
47	R5.5.15	R4.11.23	三郷市選挙管理委員会	領収書	No.16と重複
48	R5.5.15	R4.11.30	三郷市選挙管理委員会	領収書	No.17と重複
49	R5.5.15	R4.11.2	三郷市選挙管理委員会	領収書	No.18と重複
50	R5.5.15	R4.9.6	三郷市選挙管理委員会	領収書	No.19と重複
51	R5.5.15	R4.9.5	三郷市選挙管理委員会	領収書	No.20と重複
52	R5.5.15	—	三郷市選挙管理委員会	ポイントカード	No.21と重複
53	R5.5.15	R4.11.2	三郷市選挙管理委員会	ポイントカード	No.22と重複
54	R5.5.19	R4.10.3	当選人	写真	
55	R5.5.19	R4.10.6	当選人	写真	
56	R5.5.19	R4.10.10	当選人	写真	
57	R5.5.19	R4.10.20	当選人	写真	
58	R5.5.19	R4.10.24	当選人	写真	
59	R5.5.19	R4.10.27	当選人	写真	
60	R5.5.19	R4.11.5	当選人	写真	
61	R5.5.19	R4.11.9	当選人	写真	

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
62	R5.5.19	R4.11.18	当選人	写真	
63	R5.5.19	R4.11.26	当選人	写真	
64	R5.5.19	R4.11.29	当選人	写真	
65	R5.5.19	R4.12.13	当選人	写真	
66	R5.5.19	R4.12.20	当選人	写真	
67	R5.5.19	R4.12.5	当選人	写真	
68	R5.5.19	R4.11.1	当選人	写真	
69	R5.5.19	R4.10.13	当選人	写真	
70	R5.5.19	R4.9.12	当選人	写真	
71	R5.5.19	—	当選人	政策案の概要図	
72	R5.5.19	—	当選人	政策案の概要図	
73	R5.5.19	—	当選人	ビラ案	
74	R5.5.19	—	当選人	ビラ案	
75	R5.5.19	—	当選人	名刺案	
76	R5.5.19	—	当選人	名刺案	
77	R5.5.19	—	当選人	名刺案	
78	R5.5.19	—	当選人	名刺案	
79	R5.5.19	—	当選人	名刺案	
80	R5.5.19	—	当選人	名刺案	
81	R5.5.19	—	当選人	名刺案	
82	R5.5.21	—	当選人	令和4年10月スケジュール	
83	R5.5.21	—	当選人	令和4年11月スケジュール	
84	R5.5.21	—	当選人	令和4年12月スケジュール	
85	R5.5.21	R5.5.11	三郷市選挙管理委員会	当選人聴取メモ	
86	R5.5.21	R5.5.12	三郷市選挙管理委員会	当選人の父母への聴取メモ	
87	R5.5.23	—	県選挙管理委員会	D室外観写真	
88	R5.5.23	—	県選挙管理委員会	D室外観写真	
89	R5.5.23	—	県選挙管理委員会	D室外観写真	
90	R5.5.25	—	三郷市選挙管理委員会	写真	
91	R5.5.25	—	三郷市選挙管理委員会	写真	
92	R5.5.25	—	三郷市選挙管理委員会	写真	
93	R5.5.25	—	三郷市選挙管理委員会	写真	

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
94	R5.25	R4.11	三郷市選挙管理委員会	写真	
95	R5.25	—	三郷市選挙管理委員会	写真	
96	R5.25	—	三郷市選挙管理委員会	写真	
97	R5.25	R5.1.7	三郷市選挙管理委員会	写真	
98	R5.25	R5.1.6	三郷市選挙管理委員会	写真	
99	R5.25	R5.1.6	三郷市選挙管理委員会	写真	
100	R5.25	R5.5.2	三郷市選挙管理委員会	居住実態の調査について(依頼)	
101	R5.26	—	当選人	当選人経緯説明書	
102	R5.26	—	当選人	A室令和4年8月～令和5年1月分電気使用量等明細	
103	R5.26	—	当選人	D室令和4年8月～令和5年3月分電気使用量等明細	
104	R5.26	—	当選人	D室令和4年8月～令和5年2月分水道使用量等明細	
105	R5.26	R5.5.24	当選人	陳述書(父)	
106	R5.26	R5.5.24	当選人	陳述書(義母)	
107	R5.26	—	当選人	D室間取り絵図	
108	R5.6.5	—	当選人	A室住宅賃貸借契約書	
109	R5.6.5	R5.5.30	当選人	A室令和3年6月～令和5年5月分ガス使用量実績	
110	R5.6.5	R5.6.2	当選人	陳述書(義母)	
111	R5.6.9	—	当選人	D室令和4年1月～令和5年3月分電気使用量等明細	
112	R5.6.9	R5.6.7	当選人	D室令和3年6月～令和5年5月分ガス使用量実績	
113	R5.6.9	—	当選人	A室令和3年6月～令和5年4月分電気使用量等明細	
114	R5.6.9	R5.6.7	当選人	A室令和4年11月分電気使用量等明細	
115	R5.6.14	R5.6.9	三郷市長	D室令和3年8月～令和5年4月分水道使用量等明細	
116	R5.6.26	R4.11.10	当選人	令和4年10月分クレジットカード利用明細	
117	R5.6.26	R4.12.10	当選人	令和4年11月分クレジットカード利用明細	
118	R5.6.26	R5.1.10	当選人	令和4年12月分クレジットカード利用明細	
119	R5.6.27	—	当選人	クレジット利用明細の内容説明	
120	R5.6.28	R5.6.26	三郷市長	令和4年9月～12月分の国民健康保険税の支払い記録	
121	R5.7.4	R5.7.4	金融機関	当選人名義の口座履歴	
122	R5.7.4	R5.7.4	当選人	住民票(除票)	
123	R5.7.10	R5.7.6	都内区長	令和4年9月～12月分の国民健康保険税の支払い記録	

## 現地調査等一覧

	調査日	調査対象者	調査の概要
1	R5. 6. 23	D室周辺住民	聞き込み調査未実施。調査の可否をD室管理組合に確認中。

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年七月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

日 時	場 所	議 題
令和五年 七月二十日（木） 午後七時	選挙管理委員会室	埼玉県知事選挙について
令和五年 七月二十一日（金） 午後六時	選挙管理委員会室	埼玉県知事選挙について